

食品中の農薬の残留基準値の設定について

平成 22 年 1 月 27 日

1. 農作物への農薬の残留基準値の設定の基本的考え方

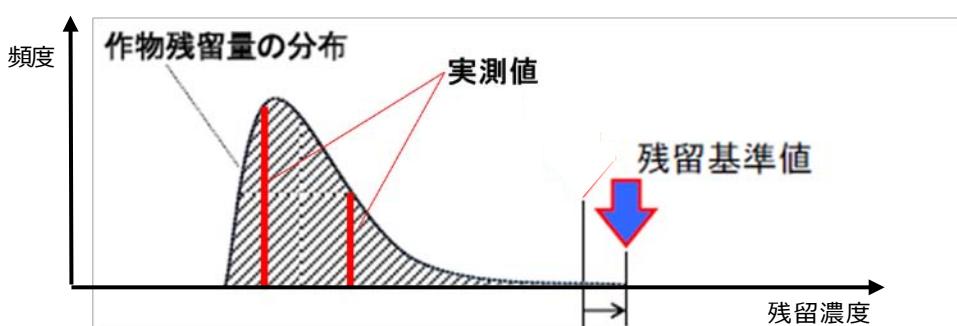
- 農作物への農薬の残留基準値の設定にあたっては、
 - ① 国際基準や提出された作物残留試験成績に基づき基準値案を作成し、
 - ② 当該基準値案を採用した場合に予想される暴露量を試算し、これが食品健康影響評価の結果設定された許容一日摂取量（ADI）等に基づく許容量を超えないことを確認して、
当該基準値案を残留基準として設定している。
- 上記の①の基準値案を作成するとき、国際基準が設定されている農作物には当該国際基準を採用することを基本とするが、作物中の残留量は下記の(1)～(4)等の要因で変動することを踏まえ、① 国内の作物残留試験成績からみて国際基準を超える残留が国内で生産される農作物に想定される場合や、② 外国において国際基準より高い残留基準値が設定されており、その根拠となる作物残留試験成績が提出された場合には、それらの作物残留試験成績を踏まえて、基準値案を作成する。
 - (1) 品種（作物の大きさや形態の違い、葉の茂り方の違い 等）
 - (2) 気候（降雨量、日照量、気温 等）
 - (3) 栽培条件（施設/露地、植栽密度 等）
 - (4) 農薬の使用条件（剤型、処理の方法、時期 等）
 国際基準が設定されていない作物に残留基準を設定するときは、提出された国内又は海外の作物残留試験成績^{注)}を踏まえて基準値案を作成する。

注) 基準値案作成の基礎となる作物残留試験成績は、国内で使用される農薬については、農薬取締法に基づく農薬登録の申請に際し、「農薬の登録申請に係る試験成績について」（平成 12 年 11 月 24 日 12 農産第 8147 号農林水産省農産園芸局長通知）に従って、原則として適用作物ごとに 2 例以上の試験成績が提出される。また、外国で使用される農薬についても、当該国等で実施された作物残留試験成績につき同通知を基本とした資料が提出される。

評価対象とする作物残留試験成績については、定められた使用方法の範囲での最大残留量を科学的に評価できるもの（当該使用方法からの逸脱の許容幅は、原則として±25%以内）であることが必要。

2 作物残留試験成績からの基準値案の作成における考え方

- 作物残留試験成績から基準値案を作成するに際しては、定められた使用方法の範囲内で当該農薬が適正に使用された農作物を排除せず、かつ、定められた使用方法によらず不正に農薬が使用された農作物を排除できるような基準値とすることが必要である。
- 農作物への農薬の残留は、上記(1)～(3)のような要因により変動することが知られていることから、作物残留試験の実測値から残留基準値案を作成するに際しては、こうした残留の変動のほか、分析誤差なども考慮して、試験の実測値からある程度の許容幅（アローアンス）において基準値案を作成している。
諸外国の残留基準値や国際基準の設定においての考え方も基本的に同様である。



注) 作物残留量の分布は、対数正規型の分布を取ることが多いと考えられている。

- 作物残留試験の実測値と作成される基準値案との間のアローアンスは、実際の残留の変動幅を試験結果からどれだけ正確に推定できるかに影響され、一般に試験の例数が多ければ多いほど、よりアローアンスの少ない基準値案を導くことが可能となる。
現在、我が国では、作物残留試験成績については、上記1. の通知に基づき、原則として適用農作物ごとに2例以上とされているが、農林水産省では「農薬登録制度に関する懇談会」において、農薬の登録申請に際して提出が求められる作物残留試験の例数について別添のとおり検討を進めているところであり、今後、主要作物については原則として6例以上、準主要作物については原則として3例以上となる見込みである。その場合、より多くの試験例数に基づいたより適切な基準値の設定を行っていくことが可能となる。

3 農作物中に残留する農薬の実態

- 残留基準値が設定された農薬の飲食を介した人への暴露状況については、検疫所、都道府県等において実施される残留農薬検査や、マーケットバスケット調査方式による一日摂取量調査等により把握に努めているところであり、これまでの調査では、流通している農産物における農薬の残留レベルは低く、食品を通じた摂取について問題となるものでないことが確認されている。